

○厚生労働省告示第九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、その他のあぶらな科野菜（畑わさびの根茎に限る。）、ごぼう、その他のきく科野菜（ふきに限る。）、なす、メロン類果実、未成熟いんげん、みかん、日本なし、すもも、いちご、ぶどう、かき及びその他の果実（アセロラに限る。）に残留するジベレリンの量の限度、とうもろこし、大豆及びえだまめに残留するジメテナミドの量の限度、大豆及びすももに残留するフルキサピロキサドの量の限度、小麦、ライ麦、その他の穀類、だいこん類の根、はくさい、芽キャベツ、カリフラワー、レタス、たまねぎ、ねぎ、にんにく、アスパラガス、トマト、ピーマン、きゅうり、すいか、メロン類果実、みかん、なつみかんの果実全体、日本なし、西洋なし、びわ、もも、あんず、おうとう、いちご、ぶどう、キウイ、くり及びホップに残留するフルバリネートの量の限度並びに大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく

、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他の果実、アーモンド、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び魚介類に残留するヘプタクロルの量の限度については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十一年一月二十二日

厚生労働大臣 根本 匠